

# ～ 送付状 ～

御中	株式会社アーバントラスト
御担当者様	尼崎市南塚口町2丁目40番14号
TEL	TEL 06-4961-7211
FAX	FAX 06-4961-7217
	担当 曾根 千陽

件名

入居申込み書類一式

枚数 4 枚(本書含む)

この度は入居のお申込みいただきありがとうございます。

入居申込み書を送付致します。

ご記入いただき弊社までご返送下さい。

～返送書類～

入居申込書

ご本人様の身分証明書(免許証両面 または 保険証両面)

法人情報同意書

法人登記簿謄本

※ご返送いただき確認がとれ次第こちらからご連絡致します。

また、ご不明な点がございましたらご連絡下さい。

宜しくお願い致します。



入居申込書兼保証委託申込書

(  再送 )

法人用

お申込日	年 月 日	入居予定日	年 月 日	申込形態	<input type="checkbox"/> 新規申込者 <input type="checkbox"/> 既存入居者
物件用途	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 住居学生用 <input type="checkbox"/> フランクルーム <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> 駐車場 <input type="checkbox"/> 店舗・事務所 <input type="checkbox"/> 住居兼店舗・事務所※フリス店舗・事務所	物件内容 (代理店記入欄)			
フリガナ	店舗・事務所の利用目的				
物件名	号室				
物件住所	〒 [ ] - [ ] - [ ] 都・道・府・県				
①家賃(賃料)	円	④水道料(区)費	円	⑦敷金・保証金	円
②共基費管理費	円	⑤その他	円	⑧礼金	円
③駐車場	円	⑥月額賃料	円	⑨敷引(解約引き)	円
		(①+②+③+④+⑤)			
フリガナ	会社名		西暦	年 月 日	
現住所	〒 [ ] - [ ] - [ ] 都・道・府・県				
代表電話番号	担当部署		電話番号	代表者生年月日	
フリガナ	代表者名		西暦	年 月 日	歳
担当部署	担当者名		入居理由		
事業内容	万円		年商	万円	従業員数
資本金	万円		年商	万円	従業員数
フリガナ	氏名		生年月日	西暦	年 月 日
氏名	続柄	続柄	性別	男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>	生年月日
現住所	〒 [ ] - [ ] - [ ] 都・道・府・県				
現住居	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> その他 ( )				
電話	自宅	携帯	フリガナ		
勤務先名称	勤務先電話		フリガナ		
勤務先住所	〒 [ ] - [ ] - [ ] 都・道・府・県		年収	万円	勤続年数
保証会社 全鉄運株式会社 審査受付時間 平日・土・日・祝日 9:00~18:00 受付終了後の申込は翌営業日の取扱いとなります					
協定会社様(審査回答書送付先)の情報					
会社名	株式会社 了ーバンプロテクト				担当
TEL	06-4961-7211		FAX	06-4961-7217	
住所	〒 [ ] - [ ] - [ ] 兵庫県 都・道・府・県 尾崎市南塚口町2丁目40-14				

緊急連絡先 の際は丸で囲んでください

特記事項 ① 当社申込みより記載内容は、全項目の承認の要をされ、申込者、賃借人、連帯保証人、審査結果に基づいてご連絡先にご連絡させていただきます。なお審査の内容及び結果についてはお答え致しかねますのであらかじめご了承ください。





賃貸保証委託契約に関する重要事項説明書

契約者(以下「お客様」という。)と締結する賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という。)の内容及びその履行に関する事項について、ご契約内容をご理解いただくために特にご確認いただきたい事項を、この「賃貸借保証委託契約に関する重要事項説明書」に記載しています。ご契約前に必ずご一読くださいますようお願いいたします。  
なお、本書面はご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては本契約書記載の各条項をご確認ください。

1. 保証会社の商号又は名称、住所、連絡先、相談窓口の名称

商号又は名称	全保連株式会社 登録番号 国土交通大臣(1)第16号 2017年12月21日登録
本社所在地及び連絡先	【東日本社】 東京都新宿区西新宿1-24-1 TEL:03-6327-5840 【沖縄本社】 沖縄県那覇市字天久905番地 TEL:098-866-4901
問い合わせ窓口	沖縄県那覇市字天久905番地 お客様相談室 TEL:0570-01-1083 受付時間:土・日・祝日・当社休業日を除く 9:00～18:00

2. 保証内容及び保証限度額

保証の範囲	保証対象物件の賃貸借契約(以下「原契約」という。)における家賃(賃料)、共益費/管理費、駐車場料金、水道料/厨(区)費、退去時の精算金など本契約書第4条記載の内容となります。	
	住居学生 住居 倉庫 店舗・事務所 トランクルーム 駐車場	月額賃料の24か月分相当額 月額賃料の6か月分相当額 月額賃料の12か月分相当額
保証限度額	お客様の滞納賃料等が本契約の保証限度額に達するまでに、賃料人が保証対象物件の明渡請求訴訟を提起した場合、店舗・事務所、駐車場に限り、保証会社は賃料等につき明渡請求訴訟提起時の滞納金額に加え月額賃料10か月分相当額を上限として、保証限度額を追加します。	

3. 弁済に係る求償権行使

求償権行使	賃料支払期日過ぎても賃料等をご入金されない場合、保証会社がお客様に代わり賃料人へ滞納賃料等を立替払い(以下「代位弁済」という。)いたします。保証会社は代位弁済により発生した求償権を、お客様へ行使させていただきます。
費用	代位弁済1回につき保証事務手数料として2,700円及び別途消費税等をご請求させていただきます。

4. 保証委託料及び保証期間

ご契約のプランに従って、以下の初回保証委託料及び継続保証委託料を保証会社にお支払いいただけます。		
毎年プラン	住居 店舗・事務所 倉庫 住居学生 住居 駐車場 トランクルーム	初回保証委託料:月額賃料の50%及び継続保証委託料:毎年1万円 初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年・月額賃料の10%(上限なし・下限1万円) 初回保証委託料:月額賃料の100%及び継続保証委託料:毎年・月額賃料の10%(上限なし・下限1万円) 初回保証委託料:1万円及び継続保証委託料:毎年1万円 初回保証委託料:月額賃料の100% 初回保証委託料:1,000円 初回保証委託料:1,000円
	初回のみ プラン	初回保証委託料:月額賃料の100%
	※継続保証委託料は、本契約書に記載された保証開始日から保証期間中、満1年を経過する毎にお支払いいただけます。 ※ご契約後、保証会社が受領した初回保証委託料及び継続保証委託料の返金には応じかねますのでご了承ください。	
	本契約書の保証開始日から退去明渡日まで保証いたします。保証会社は、原契約が同一条件にて更新された場合には、更新期間に於いても本契約に基づき保証いたします。	
	保証会社は、原契約が借地借家法に規定する定期建物賃貸借である場合についても本契約に基づきお客様の退去明渡日まで保証いたします。	

5. 中途解約及び解除事由

中途解約	本契約は原契約の存続期間中は継続します。但し、お客様が賃料人の書面による承諾を得て、保証会社の本契約の解約の申し出を行なった場合は本契約を解約することができます。
解除事由	保証会社は、お客様が以下のいずれかに該当したときは、賃料人に対する何らの通知、催告をすることなく直ちに本契約を解除することができます。 ① 原契約又は、本契約の各条項に違反したとき。 ② 暴行団・過激派・テロ組織・もしくはこれに類する組織(以下「反社会的集団」という。)に属し又は関係者であることが判明したとき。 ③ 本物件、共用部分、付属設備等に反社会的集団の組織、名称、活動等に関する物を提示、又は搬入したとき。 ④ 反社会的集団の属する関係者を居住させ、又はこれらの者を反復継続して出入りさせたとき。 ⑤ お客様又はその関係者が本物件、共用部分、その他本物件の近隣において反社会的集団の威力を背景に粗野又は乱暴な言動により第三者に不安感、不快感、迷惑を与えたとき。 ⑥ 本契約に関する重要な事項について故意又は過失により虚偽の事実を告げ、保証会社が誤認して契約が締結されたとき。

6. 賃貸借保証委託契約に関する特約条項

第1条(本債務の範囲)	賃借人(以下「甲」という。)と全保連株式会社(以下「保証会社」という。)は、甲の委任に基づき、賃貸借保証委託契約(以下「本契約」という)第4条(2)の定めにかかわらず、保証会社が認めることを条件に、以下の甲の債務(以下「本債務」という)を甲に代わって、次のとおり支払うことに合意した。 本契約書記載の物件(以下「本物件」という)に関して締結した契約により生ずる甲の支払い、債務(たとえば、損害保険契約から生ずる保険料相当額、緊急かけつけサービス、入居者虐待サービス、その他生活関連サービス利用等)。 但し、原契約書に記載されていることを条件とする。
第2条(特約に基づく保証限度額)	保証会社が、本特約によって保証する合計金額は、本物件の月額賃料3か月分相当額とする。
第3条(本特約に基づく保証限度額)	但し、本特約に基づき支払った金額は、本契約書表面のプラン表記の保証限度額に関する計算につき、他の保証対象の債権の支払金額に加算される。
第4条(準用規定)	甲が、本特約及び本保証会社に基つき保証会社に弁済した金員が、支払期日の到来した甲の保証会社に対する債務全部を消滅させるのに足りないときは、保証会社はこれを本契約第13条(1)の規定に従い、充当するものとし、保証会社の甲に対する求償権に充当するにあたっては、保証会社が本特約に基づき代位弁済したことで有する求償権、本契約に基づき代位弁済したことで有する求償権の順に充当するものとし、甲はこれに異議を述べない。 本特約に基づき代位弁済についても上記第1条、第2条、第3条以外は、甲と保証会社間の本契約の条項に従うものとする。